

## ふじ社会保険労務士事務所事務所便り

特定社会保険労務士 木村藤子  
〒569-0078 大阪府高槻市大手町 3-17-102  
電話:090-2102-3887 FAX:050-3164-7326  
mail:[info@fujisr.ne.jp](mailto:info@fujisr.ne.jp)

10月になりました。  
改定がたくさんあります！  
社会保険料の9月分（10  
月末納付分）の変更にもご  
留意ください。

## ●最低賃金額の改定

全国の都道府県で、最低賃  
金が10月1日から順次、引  
き上げられます。:都道府県  
ごとに定められている地域  
別最低賃金が改定。すべて  
の都道府県において、時間  
額50円から84円の引上げ  
（全国加重平均1,055円）

主な対象者：すべての労働  
者とその使用者

## 改定後の最低賃金

滋賀県 1,017円  
京都府 1,058円  
大阪府 1,114円

※最低賃金の見直しにより  
賃金に変更となったこと  
で、社会保険料の「月額変  
更」に該当する方もおられ  
ます。10月・11月・12月  
の残業代も含めた賃金で2  
等級以上の変更がないかを  
ご確認ください。

## ●被用者保険の適用拡大

内容：短時間労働者への被  
用者保険の適用について、  
現在、従業員数100人超と  
なっている企業規模要件を  
50人超へと引下げ

主な対象者：従業員数50  
人超の企業の事業主および  
短時間労働者

※従業員数は、法人番号  
単位での社会保険の被保険  
者数をいいます

## ●郵便料金の改定

2024年  
10月1日(火)から  
郵便料金が変わりました。

	9/30まで(旧料金)	10/1以降(新料金)
定形郵便物	55gまで 84円 60gまで 94円	60gまで <b>110円</b> <small>重量区分を統合しました</small>
通常はがき	63円	<b>85円</b>
レターパック	プラス 520円 ライト 370円	<b>600円</b> <b>430円</b>

変更後の料金および差額に  
対応した額面の郵便切手、  
郵便はがき、レターパック  
などを2024年9月2日(月)  
から販売されています。

転職者の離職理由と賃金の  
変動状況

～厚生労働省「令和5年 雇  
用動向調査」より

◆入職率、離職率ともに上  
昇

厚生労働省は令和5年  
「雇用動向調査」を公表し  
ました。これによれば、入職  
率16.4%（前年比1.2ポイ  
ント上昇）、離職率15.4%  
（前年比0.4ポイント上  
昇）と、いずれも前年を上回  
る数字となっています。ま  
た、入職超過率は1.0ポイ  
ントとなっており、前年と  
比べて0.8ポイント拡大し  
ています。

◆転職入職者が前職を辞め  
た理由

令和5年1年間の転職入  
職者（入職者のうち、入職前  
1年間に就業経験のある  
者）が前職を辞めた理由を  
みると、男性は「その他の個  
人的理由」、「その他の理由  
（出向等を含む）」を除くと  
「定年・契約期間の満了」  
16.9%が最も多く、次いで

「職場の人間関係が好ましくなかった」9.1%となっています。女性は「その他の個人的理由」を除くと「職場の人間関係が好ましくなかった」13.0%が最も多く、次いで「労働時間、休日等の労働条件が悪かった」11.1%となっています。

また、前年と比べて上昇幅が最も大きいのは、男性は「仕事の内容に興味を持てなかった」(2.9ポイント)で、女性は「職場の人間関係が好ましくなかった」(2.6ポイント)となっています。

#### ◆転職入職者の賃金変動

##### 状況

転職入職者の賃金変動状況を見ると、前職の賃金に比べ「増加」した割合が37.2%（前年比2.3ポイント上昇）、「減少」した割合は32.4%（前年比1.5ポイント低下）、「変わらない」の割合は28.8%となっています。また、「増加」のうち「1割以上の増加」は25.6%、「減少」のうち「1割以上の減少」は23.4%となっています。

現在、転職市場が活性化しており、若年者に限らずミドル層の転職も増えているようです。企業としては、他社の状況も踏まえつつ労働条件や社内環境等についてはよく考えていきたいところです。

【厚生労働省「令和5年雇用動向調査結果の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/ko-you/doukou/24-2/dl/gaikyou.pdf>

#### 10月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

##### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

##### 31日

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]

#### ～当事務所より一言～

暑かった夏もようやく収まりました。能登地方での豪雨災害には心が痛みます。被害に遭われたみなさまには心よりお見舞い申し上げます。

さて、先月「職務評価・職務分析」の支援を初めて行いました。

今までこの視点で賃金を考えたことがなかったので大変役にたったとの感想をいただきました。

正社員・パートさんの待遇の均等・均衡を図るためにそのお仕事や役割から評価をしていくものです。単に「正社員だから〇〇手当が出る、パートさんだからこの時給だけで良い」ということではなく、「この仕事だから。この役割を果たしているから」とその違いを明確にすることで、働く人の意識を向上し、働きやすい環境を作っていくことが目的です。支援は会社さまの負担はありません。（厚生労働省の事業を「大阪働き方改革推進・賃金相談センター」が行っています。）

木村は、このコンサルタント相談員です。申込は弊所までどうぞ。

[大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター](#) | [働き方改革特設サイト](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)